



# 佐賀県公報

平成 20 年  
10 月 7 日  
(火曜日)  
号外第 4 号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 議会事項

◎佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

(規則・一)

## ○ 規 則

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月七日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県議会議規則第一号

佐賀県議会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会議規則(昭和三十二年佐賀県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。

「第十五章 議員の派遣(第百二十条)

目次中

第百二十条(議員の派遣)

を

第十六章 補則(第百二十一条)

第百二十一条(会議規則の疑義に対する措置)」

「第十五章 協議又は調整を行うための場(第百二十条)

第百二十条(協議又は調整を行うための場)

第十六章 議員の派遣(第百二十一条)

第百二十一条(議員の派遣)

に改める。

第十七章 補則(第百二十二条)

第百二十二条(会議規則の疑義に対する措置)」

第十六章中第百二十一条を第百二十二条とし、同章を第十七章とする。

第百二十条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改め、第十五章中同条を第百二十一条とし、同章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第百二十条 法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他の必要な事項は、議長が別に定める。附則の次に次の別表を加える。

別表(第百二十条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
図書室運営委員会	図書室の予算、諸規程その他必要な事項の調査審議	佐賀県議会議事室設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第二十三号)第五条に規定する図書室運営委員	議長
世話人会	一般選挙後に議会運営委員会が組織されるまでの間の議会運営及び議会構成に関する事項の協議	議長、副議長及び会派を代表する議員	事務局長

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社